

高井伸夫著『『キャリア権』法制化の意義 vol.15 ―キャリア権が日本の未来に新風を吹き込む―』
週刊新潮 2021年10月28日号を読む

キャリア権とは

「人びとが意欲、能力、適性に応じて希望する仕事を準備、選択、展開し、職業生活をつうじて幸福を追求する権利」

(諏訪康雄 元中央労働委員会会長・法政大学名誉教授による)

1. (1)この意見広告では、キャリア権の法制化が急務であることをさまざまな角度から述べてきた。
(2)コロナ禍の時代、変化のスピードが速い“人生 100 年時代”には、キャリアは何にも代え難い重要な資産であり、特に天然資源に恵まれず人口が減少している日本では、個々人が能力を自律的に高めてキャリア形成を成し遂げ得る体制を作らなければ、個人も社会全体も貧しくなる。
2. (1)ところが、実際には日本はすでに貧しくなっている。
(2)OECD 加盟 35 カ国の 2020 年の年間平均賃金(購買力ベース)で日本は 22 位、約 423 万円(1990 年比 1.04 倍)。
(3)OECD 平均(約 540 万円〔同年比 1.33 倍〕)や 19 位の韓国(約 461 万円〔同年比 1.92 倍〕)よりも低い。
(4)直近 30 年の主要国の名目 GDP の推移(IMF)では、多くの国が 2 倍以上になっているが(米国 3.5 倍、中国 37.1 倍、ドイツ 2.4 倍、韓国 5.8 倍など)、日本は 1.58 倍と成長が甚だ鈍い。
(5)教育・研究の分野では、日本の博士号取得者は減少傾向で、ポストク問題もある。科学論文の国際的な引用数も、日本はこの 20 年で 4 位から 10 位に落ちた。
3. (1)こうした状況は、国内市場の縮小や、イノベーションの源泉である科学技術の力の衰えなどいくつも要因がある。
(2)なかでも日本がグローバル競争に打ち勝つ力をつけられなかった根源は、教育や経済活動の場で個々の能力の向上やキャリア形成を重視し、励まし、やる気を刺激する施策が不足していたことではないか。
(3)日本の貧困化を食い止めるには、コロナ禍と共存しながら社会経済活動を急速に活性化させ、加えてキャリア権の法制化という新風を吹き込む必要がある。
(4)この点、本年 1 月に名古屋高裁で出された判決は注目に値する。
(5)運送業の運行管理者の資格を持つ者が倉庫業務に配転された事案で、判決は、会社には運行管理者の資格を活かした業務に就くという労働者の期待への配慮が求められるとして、配転命令は権利濫用にあたり無効とした。
(6)高度な専門資格に限らず、より広い一般業務の専門資格についてもキャリアの維持・形成

への期待を重視する司法判断が出たことは、画期的である。社会全体を健全に発展させるには、現場で地道に働く人々のキャリア形成も正當に尊重する仕組みが極めて重要だ。

4. (1)同時に、努力を重ねて立派なキャリアを積み上げても、心身の健康を損ねては志半ばで終わることへの留意も必要である。キャリア権を認めて個々人がキャリア形成に励み競争すれば、淘汰や落伍の恐怖も生じるだろう。
- (2)ただでさえ、「精神疾患は、一生のうち3割近くの人がかかる病気だ」(2021年8月10日付日経新聞「こころの健康学」精神科医・大野裕先生)という時代には、精神面のケアがこれまで以上に重要となる。
- (3)奇しくも今年も、テニスの大坂なおみ選手など世界的トップアスリートのメンタルヘルス問題がクローズアップされた。
- (4)一般社会でも勿論、人は各々の困難に直面し、思い悩む。昨今の精神疾患の根底には、“人は動物である”という基本が軽視されている面もあるだろう。
- (5)人は本来、豊かな自然のなかにあるべき存在だが、環境破壊が進み、デジタル社会のスピードと競争に追われ、常にストレスにさらされている。
- (6)メンタルヘルスへの十分な配慮のもとキャリア権の法制化が実現して、日本が希望の持てる国となることを願い、今後も活動を続けたい。

<コメント>

キャリア権推進の第一人者である弁護士高井伸夫先生の渾身の政策提言。キャリア権推進企業の開倫塾としてできることは何かを考え、行動したい。

2021年10月21日(木) 林明夫